平成２９年（再イ）第１０号

徳島県阿波市阿波町勝命北179番地８

再生債務者　川端　良宏

1　決議に付する再生計画案　平成29年７月28日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年９月６日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年９月13日まで

平成29年８月16日　　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第１１号

徳島県板野郡北島町新喜来字南ハリ６番地２

再生債務者　新居　伸公

1　決議に付する再生計画案　平成29年８月８日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年９月６日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年９月13日まで

平成29年８月16日　　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第１２号

青森県むつ市大曲１丁目１番６号

再生債務者　菅野　夏美

1　決議に付する再生計画案　平成29年８月８日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年９月14日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年９月14日まで

平成29年８月17日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２９年（再イ）第５号

広島県三原市糸崎８丁目２―１　ドミトリー糸崎307号

再生債務者　下村　拓也

1　決議に付する再生計画案　平成29年８月８日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年９月14日

3　再生計画案に対する回答期間　平成29年９月14日まで

平成29年８月17日　広島地方裁判所尾道支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第１３号

山口市吉田2736番地１　アメニティ殿山Ａ棟201、前住所山口市秋穂東349番地２

再生債務者　西岡　雅弘

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成29年８月16日　　山口地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第２号

静岡市葵区上土２丁目11番９号

再生債務者　小嶋　秀年

1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年９月６日まで

4　一般異議申述期間　平成29年９月15日から平成29年９月27日まで

静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（再ロ）第２号

長崎県大村市杭出津２丁目1235番地

再生債務者　松尾　浩司

1　決定年月日時　平成29年８月17日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年９月７日まで

4　一般異議申述期間　平成29年９月21日から平成29年10月５日まで

長崎地方裁判所大村支部

平成２９年（再ロ）第８号

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分441番地

再生債務者　多田　幸司

1　決定年月日時　平成29年８月16日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年９月13日まで

4　一般異議申述期間　平成29年９月20日から平成29年10月４日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２９年（再ロ）第４号

沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目70番地２　石嶺市営住宅Ａ４―608

再生債務者　末吉つよみ

1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年９月13日まで

4　一般異議申述期間　平成29年９月27日から平成29年10月４日まで

那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第３号

沖縄県浦添市宮城４丁目16番３―306号　大宮マンション

再生債務者　新垣　一利

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年８月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月15日

那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（再ロ）第６号

横浜市都筑区北山田６丁目52番１―205号

再生債務者　森迫　保行

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年８月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月17日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第７号

札幌市西区山の手３条５丁目３番１―301号

再生債務者　柏谷　祐輔

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年８月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年８月17日

札幌地方裁判所民事第４部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたﾟ

この合併に対し異議のある債権者は､本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお､最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですﾟ

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年八月十日

掲載頁　七十八頁（号外第一七四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年八月十日

掲載頁　七十九頁（号外第一七四号）

平成二十九年八月二十五日

群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場三〇八番地

（甲）株式会社三機工業

代表取締役　風間　健徳

群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場三〇八番地

（乙）株式会社前橋機材

代表取締役　風間　健徳

群馬県前橋市問屋町二丁目四番地四

（丙）株式会社高設

代表取締役　高橋　靖

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年七月四日

掲載頁　五十六頁（号外第七十二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年四月十二日

掲載頁　九十二頁（号外第七十九号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年五月十二日

掲載頁　一一六頁（号外第一〇〇号）

平成二十九年八月二十五日

札幌市豊平区中の島一条九丁目四番一号

（甲）北分スフレ・アスト南株式会社

代表取締役　山崎　慎司

札幌市白石区平和通十四丁目北一番二三号

（乙）北分スフレ・アスト東株式会社

代表取締役　宮本　伸司

札幌市西区二十四軒二条七丁目二番二一号

（丙）北分スフレ・アスト西株式会社

代表取締役　金沢　明法

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十九年十月一日であり､各社の株主総会の承認決議は､平成二十九年八月二十四日に終了しておりますﾉ

この合併に対し異議のある債権者は､本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお､最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですﾟ

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年八月十日

掲載頁　七十八頁（号外第一七四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年八月十日

掲載頁　七十八頁（号外第一七四号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年八月十日

掲載頁　七十九頁（号外第一七四号）

平成二十九年八月二十五日

群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場三〇八番地

（甲）株式会社三機工業

代表取締役　風間　健徳

群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場三〇八番地

（乙）株式会社前橋機材

代表取締役　風間　健徳

群馬県前橋市問屋町二丁目四番地四

（丙）株式会社高設

代表取締役　高橋　靖